

越谷市火災予防条例の一部を改正する条例

越谷市火災予防条例（昭和38年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年8月1日から施行する。